

元経営第1556号
令和元年10月25日

岩手県農林水産部長 殿

(ほか宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、
神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県主務部長に同趣旨の通知を発出)

農林水産省経営局保険課長
保険監理官

令和元年台風第19号の被害に伴う農業共済の対応について

令和元年台風第19号の影響により、東日本を中心に甚大な被害が発生しました。

このような状況下において、被災地域の農業共済組合及び農業保険法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）第107条第1項の共済事業を行う市町村（以下「組合等」という。）では、共済事業の実施に当たり、組合員等（法第10条第1項の組合員等をいう。以下同じ。）が被災したことによる共済掛金納入の遅延、現地における損害評価の制約等の問題が生じております。

このため、令和元年台風第19号に係る災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた都県の組合等においては、農業共済事業の適正かつ円滑な実施体制を確保することによる被災組合員等への支援体制の確立を急務とし、必要に応じて下記の措置を行うことにより、被災組合員等の復旧に向けた努力等に対して最大限の支援を行うことが重要であると考えておりますので、組合等への指導方よろしくお願い致します。

記

1 共済掛金の払込期限等の延長について

(1) 農作物共済

令和2年産の麦に係る農作物共済については、共済掛金の払込期限を令和2年1月31日まで延長することとして下さい。

なお、この延長措置によって事業規程又は共済事業に関する条例（以下「事業規程等」という。）に定める払込期限よりも共済掛金の払込みが遅滞したとしても、「農業共済組合模範事業規程例の基準」（平成16年1月9日付け15経営第5367号農林水産事務次官依命通知。以下「事業規程例」という。）第44条及び「共済事業を行う

市町村の模範条例の基準」(昭和38年12月27日38農経B第4054号。以下「模範条例」という。)第44条の正当な理由に該当するため、共済関係の解除とはしないという取扱いとして下さい。

また、この延長措置によって事業規程等に定める払込期限よりも共済掛金の払込みが遅延したとしても、農業保険法(昭和22年法律第185号。以下「法」という。)第132条第1項第4号の正当な理由に該当するため、共済金支払の免責とはしないという取扱いとして下さい。

(2) 家畜共済及び園芸施設共済

共済掛金の払込期限及び支払猶予期間については、家畜共済における新規申込者については共済加入申込承諾の通知到達日の翌日から起算して1週間(始期を統一している場合は、特定日の翌日から起算して2週間)、継続加入者については共済掛金期間の満了の日の翌日から起算して2週間(支払猶予期間)、園芸施設共済における新規申込者については共済加入申込承諾の通知到達日の翌日から起算して1週間、継続加入者については共済責任期間の終了日の前日までとされているところです。しかしながら、今回の台風に伴い当該期日までに共済掛金を納めることができなければ、家畜共済の共済関係が失効する、又は園芸施設共済の共済責任が開始されないなどの不利益が組合員に生ずることとなるため、別紙を参照して事業規程等を改正し、家畜共済の払込期限若しくは支払猶予期間又は園芸施設共済の払込期限が令和元年10月12日から令和2年1月30日までに満了する場合には、当該期限等をいずれも令和2年1月31日まで延長することとして下さい。

なお、この延長措置によって、共済掛金を分納している組合員の2回目以降の払込み、家畜共済のうち死亡廃用共済における共済金額の増額に伴い共済掛金が増額された組合員の共済掛金の追加払い及び園芸施設共済における被覆期間の変更に伴い共済掛金が増額された組合員の共済掛金の追加払いが遅延したとしても、法第132条第1項第4号の正当な理由に該当するため、共済金支払の免責とはしないという取扱いとして下さい。

(3) 果樹共済及び畑作物共済

令和2年産の果実に係る果樹共済(特定危険方式及び短縮方式による収穫共済を除く。以下同じ。)又は茶に係る畑作物共済については、共済掛金の払込期限を令和2年1月31日まで延長することとして下さい。

なお、この延長措置によって事業規程等に定める払込期限よりも共済掛金の払込み(共済掛金を分納している場合の2回目以降の払込みを除く。)が遅延したとしても、事業規程例第108条又は第131条及び模範条例第108条又は第131条の正当な理

由に該当するため、共済関係の解除とはしないという取扱いとして下さい。

また、共済掛金を分納している組合員等については、この延長措置によって事業規程等に定める払込期限よりも2回目以降の払込みが遅延したとしても、法第132条第1項第4号の正当な理由に該当するため、共済金支払の免責とはしないという取扱いとして下さい。

(4) 任意共済

任意共済については、共済掛金の払込期限及び継続加入手続について、最大6か月の延長を可能とすることとしてください。

(5) 共済掛金払込期限等の延長期間中の事故の取扱い

(1) から (4) の措置により、共済掛金払込期限等を延長した場合に、その期間中に生じた事故については、組合員等の申出により、共済掛金の払込み前であっても、共済金を支払うことができるものとします。

この場合において、組合等は組合員等に対し、組合員等が共済掛金を払込期限等の延長期間中に払い込まなかった場合には、先に支払われた共済金を返還することについて書面による合意を得ることを条件とします。

2 共済金の迅速かつ確実な支払に向けた損害評価等について

(1) 組合員等が被災したことにより被害申告等ができない場合の取扱い

今回の台風で被災したことより、組合員等が組合等に適期に被害申告（法第130条及び農業災害補償法の一部を改正する法律（平成29年法律第74号）附則第9条の規定によりなお従前の例によるとされた同法による改正前の農業災害補償法（昭和22年法律第185号）第98条の規定による通知をいう。以下同じ。）等を行うことが困難な場合が想定されるところです。このため、組合等は見回り調査、関係機関との連携等により被害の実態把握に努め、共済金の支払対象と見込まれる被害の発生を確認した場合には、組合員等に被害申告等を行うよう呼びかけるとともに、組合員等が被災したことにより連絡が取れない場合等であっても、適切な時期に損害評価を行い、組合員等に早期に共済金が支払われるようにして下さい。

その際、組合員等から被害申告等がなかったことについて、今回の台風で被災したこと等正当な理由があると認められる場合には、法第132条第1項第3号の通知を怠ったものには該当しないので、免責とはしないという取扱いとして下さい。

(2) 組合等の行う現地評価等の取扱い

① 組合等の現地評価

組合等は、交通の遮断等により現地評価を行うことができない場合には、原則、交通の遮断等が解消された後に現地評価を行うものとします。

② 家畜の死産事故に係る現地確認等

ア 死産事故発生の通知を受けたとき、現地において損害確認(廃用認定を含む。)を行うことができない場合は、まず、組合員等からの電話等による聞き取りにより確認を行うものとし、死亡事故については、現地確認が可能となった後に、現地において聞き取りを行うとともに、家畜の死体、埋却場所又は当該家畜が化製された場合はその事実を証明する関係書類等を確認することで差し支えありません。また、廃用事故については、廃用認定を待たずに当該家畜が死亡した場合には、死亡事故と同様に取り扱うことで差し支えありません。

なお、組合員等には可能な限り死亡家畜の写真撮影を行うことを依頼してください。

イ 台風により家畜が行方不明となったことが認められる場合には、警察の盗難被害届の証明書又は損失物届の証明書の提出があったものとして廃用認定して差し支えありません。この場合、行方不明の事実が明らかとなった日は、その原因となる災害の発生日とします。また、見回り調査等により共済金の支払対象と見込まれる家畜の死亡事故について、台風が原因であることが明らかであることを確認した場合には、獣医師の診断書は必要ないものとします。

ウ なお、今回の台風を原因として、飼料の流通が滞ったことにより、損害防止に努めたにもかかわらず家畜が死亡した場合は、特定事故である自然災害による死亡に該当するものとします。

(3) 損害防止の義務等に係る取扱い

組合員等が通常すべき管理その他損害防止について、今回の台風で組合員等が被災したこと又は生産資材が入手できなかったこと等によって適切に実施できなかったと認められる場合には、法第132条第1項第1号の損害防止の義務を怠ったものには該当しないので、免責とはしないという取扱いとして下さい。

(4) 共済金の仮渡し

現地における損害評価が実施できない、損害の認定時期が遅い等のために共済金を早期に支払うことができない場合には、仮渡しを検討し、特段の支障がない限り実施するものとします。

なお、台風により、耕地や施設が被害を受け収穫が見込まれないこと又は施設が全損していることが衛星写真その他客観的資料等から明らかなきには、当該資料

等に基づき仮渡しに係る損害額を評価することとして下さい。

3 損害評価会の書面議決での実施について

今回の台風により、委員の参集による損害評価会の開催が困難な場合には、必要に応じて損害評価会運営規則を以下のように改定し、損害評価会の議決を書面で行うことができることとして下さい。

附 則

- 1 令和元年10月12日以後の損害評価会の運営については、令和元年度末までの間は、委員は、評価会においてあらかじめ通知のあった事項につき、書面をもって議決権を行使することができる。
- 2 前項の規定により議決権を行う者は、これを出席者とみなす。
- 3 第1項の規定により書面をもって議決権を行使する委員は、あらかじめ通知のあった事項につき、書面にそれぞれ賛否を記入してこれに署名又は記名押印の上、評価会の前日までに当組合に提出しなければならない。

(別紙1)

〇〇農業共済組合事業規程の一部改正新旧対照表の例(国で示した「農業共済組合模範事業規程例の基準」(平成16年1月9日付け15経営第5367号)事務次官依命通知)の附則を参考に作成。)

改正後	現 行
<p>附 則 1～3 (略)</p> <p>4 家畜共済に係る共済関係であって、最初の共済掛金期間に対する組合員負担共済掛金の払込期限(共済掛金の分割支払がされる場合にあつては、その第1回目の払込期限。以下この項において同じ。)が、令和元年10月12日から令和2年1月30日までの間に満了するものについては、第69条第1項(共済掛金の分割支払がされる場合にあつては、第70条第3項又は第4項)又は第78条第1項(共済掛金の分割支払がされる場合にあつては、第79条第3項又は第4項)の規定にかかわらず、組合員等負担共済掛金の払込期限を令和2年1月31日とする。</p> <p>5 前項の共済関係(第55条第2項又は平成30年〇月〇日改正の附則第2項の規定に基づき特定の日に関済責任が始まる旨を定めている場合を除く。)に係る共済責任は、第55条第1項の規定にかかわらず、組合員との協議により、次に掲げる日から開始する。</p> <p>(1) 令和元年10月12日時点において当該共済関係が成立している場合は、同年10月12日</p> <p>(2) 令和元年10月13日から令和2年1月23日までの間に当該共済関係が成立している場合は、当該共済関係が成立した日</p> <p>6 家畜共済に係る共済関係であって、共済掛金期間が令和元年9月28日から令和2年1月16日までの間に満了するものについては、第69条第4項又は第78条第4項の規定にかかわらず、当該満了の日の翌日から令和2年1月31日までの期間を組合員負担共済掛金の支払の猶予期間とする。</p> <p>7 家畜共済に係る共済関係について、令和元年9月28日から令和2年1月16日までの間に第82条第1項の増額の申出があつた場合にあつては、同条第3項の規定にかかわらず、増額する共済金額に対する共済掛金の</p>	<p>附 則 1～3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

<p>払込期限を令和2年1月31日とする。</p>	
<p>8 この組合が家畜共済に係る共済関係について、令和元年9月28日から同年10月12日までの間に第11条第1項（同条第7項において準用する場合を含む。）の承諾をした場合にあっては、譲受人に適用される共済掛金率が譲渡人に適用される共済掛金率を超えるときは、第69条第5項又第78条第5項の規定にかかわらず、組合員負担共済掛金の差額の払込期限を令和2年1月31日とする。</p>	
<p>9～11 （略）</p>	<p>4～6 （略）</p>
<p>12 園芸施設共済に係る共済関係であって、組合員負担共済掛金の払込期限が令和元年10月12日から令和2年1月30日までの間に満了するものについては、第142条第1項の規定にかかわらず、組合員負担共済掛金の払込期限を令和2年1月31日（共済責任期間を第140条第3項の規定により1年未満とする共済関係にあっては、令和元年10月31日）までとする。</p>	<p>（新設）</p>
<p>13 前項の共済関係に係る共済責任期間は、第140条第1項の規定にかかわらず、組合員との協議により、次に掲げる日から1年間とする。</p> <p>（1） 令和元年10月12日時点において当該共済関係が成立している場合は、同年10月12日</p> <p>（2） 令和元年10月13日から令和2年1月23日までの間に当該共済関係が成立している場合は、当該共済関係が成立した日</p>	<p>（新設）</p>
<p>14 園芸施設共済に係る共済関係であって、共済責任期間が令和元年10月13日から令和2年1月31日までの間に終了するものに係る組合員から、その共済責任期間の終了する日（以下この項において「終了日」という。）から令和2年1月31日までの間に当該園芸施設共済に係る特定園芸施設を共済目的とする園芸施設共済に係る組合員負担共済掛金の払込みを受けた場合は、第140条第1項及び第2項の規定にかかわらず、園芸施設共済の共済責任期間は、終了日の翌日から1年間とする。</p>	<p>（新設）</p>
<p>15 （略）</p>	<p>7 （略）</p>

附 則

- この事業規程の変更は、〇〇県（都道府）知事の認可のあった日から施行する。

- 2 変更後の附則第4項から第8項まで及び第12項から第14項までの規定は、令和元年10月12日から適用する。
- 3 変更後の附則第4項から第8項まで及び第12項から第14項までの規定は、令和2年2月1日に失効する。

(備考)

当該改正規定は、現行の〇〇農業共済組合事業規程の附則に追記するものとする。

(別紙2)

〇〇村(市町)農業共済条例の一部改正新旧対照表

改正後	現行
<p>附則 1～7 (略)</p> <p>8 家畜共済に係る共済関係であつて、最初の共済掛金期間に対する加入者負担共済掛金の払込期限(共済掛金の分割支払がされる場合にあつては、その第1回目の払込期限。以下この項において同じ。)が、令和元年10月12日から令和2年1月30日までの間に満了するものについては、第69条第1項(共済掛金の分割支払がされる場合にあつては、第70条第3項又は第4項)又は第78条第1項(共済掛金の分割支払がされる場合にあつては、第79条第3項又は第4項)の規定にかかわらず、加入者負担共済掛金の払込期限を令和2年1月31日とする。</p> <p>9 前項の共済関係(第55条第2項又は平成30年〇月〇日改正の附則第2項の規定に基づき特定の日に関済責任が始まる旨を定めている場合を除く。)に係る共済責任は、第55条第1項の規定にかかわらず、加入者との協議により、次に掲げる日から開始する。</p> <p>(1) 令和元年10月12日時点において当該共済関係が成立している場合は、同年10月12日</p> <p>(2) 令和元年10月13日から令和2年1月23日までの間に当該共済関係が成立している場合は、当該共済関係が成立した日</p> <p>10 家畜共済に係る共済関係であつて、共済掛金期間が令和元年9月28日から令和2年1月16日までの間に満了するものについては、第69条第4項又は第78条第4項の規定にかかわらず、当該満了の日の翌日から令和2年1月31日までの期間を加入者負担共済掛金の支払の猶予期間とする。</p> <p>11 家畜共済に係る共済関係について、令和元年9月28日から令和2年1月16日までの間に第82条第1項の増額の申出があつた場合にあつては、同条第3項の規定にかかわらず、増額する共済金額に対する共済掛金の払込期限を令和2年1月31日とする。</p>	<p>附則 1～7 (略) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

- | | |
|---|------|
| 12 この村（市町）が家畜共済に係る共済関係について、令和元年9月28日から同年10月12日までの間に第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の承諾をした場合にあっては、譲受人に適用される共済掛金率が譲渡人に適用される共済掛金率を超えるときは、第69条第5項又は第78条第5項の規定にかかわらず、加入者負担共済掛金の差額の払込期限を令和2年1月31日とする。 | （新設） |
| 13 園芸施設共済に係る共済関係であって、加入者負担共済掛金の払込期限が令和元年10月12日から令和2年1月30日までの間に満了するものについては、第142条第1項の規定にかかわらず、加入者負担共済掛金の払込期限を令和2年1月31日（共済責任期間を第140条第3項の規定により1年未満とする共済関係にあっては、令和元年10月31日）までとする。 | （新設） |
| 14 前項の共済関係に係る共済責任期間は、第140条第1項の規定にかかわらず、加入者との協議により、次に掲げる日から1年間とする。
（1）令和元年10月12日日時点において当該共済関係が成立している場合は、同年10月12日
（2）令和元年10月13日から令和2年1月23日までの間に当該共済関係が成立している場合は、当該共済関係が成立した日 | （新設） |
| 15 園芸施設共済に係る共済関係であって、共済責任期間が令和元年10月13日から令和2年1月31日までの間に終了するものに係る加入者から、その共済責任期間の終了する日（以下この項において「終了日」という。）から令和2年1月31日までの間に当該園芸施設共済に係る特定園芸施設を共済目的とする園芸施設共済に係る加入者負担共済掛金の払込みを受けた場合は、第140条第1項及び第2項の規定にかかわらず、園芸施設共済の共済責任期間は、終了日の翌日から1年間とする。 | （新設） |

附 則

- 1 この農業共済条例の変更は、〇〇県（都道府）知事の認可のあった日から施行する。
- 2 変更後の附則第8項から第15項までの規定は、令和元年10月12日から適用する。
- 3 変更後の附則第8項から第15項までの規定は、令和2年2月1日に失効する。

（備考）

当該改正規定は、〇〇村（市町）農業共済条例の一番最初の附則を改正するものとする。

元経営第1556号
令和元年10月25日

茨城県農業共済組合連合会会長理事 殿

(ほか千葉県、新潟県、静岡県農業共済組合連合会会長理事宛て同趣旨の通知を发出)

農林水産省経営局保険課長
保険監理官

令和元年台風第19号の被害に伴う農業共済の対応について

令和元年台風第19号の影響により、東日本を中心に甚大な被害が発生しました。

このような状況下において、被災地域の農業共済組合及び農業保険法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）第107条第1項の共済事業を行う市町村（以下「組合等」という。）では、共済事業の実施に当たり、組合員等（法第10条第1項の組合員等をいう。以下同じ。）が被災したことによる共済掛金納入の遅延、現地における損害評価の制約等の問題が生じております。

このため、令和元年台風第19号に係る災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた都県の組合等においては、農業共済事業の適正かつ円滑な実施体制を確保することによる被災組合員等への支援体制の確立を急務とし、別添写しのとおり、必要に応じて被災組合員等の復旧に向けた努力等に対して最大限の支援を行うこととしているので、貴連合会においても管下組合等との連携を密にし、協力方よろしく申し上げます。



元経営第1556号
令和元年10月25日

茨城県農林水産部長 殿

農林水産省経営局保険課長
保険監理官

令和元年台風第19号の被害に伴う農業共済の対応について

令和元年台風第19号の影響により、東日本を中心に甚大な被害が発生しました。

このような状況下において、被災地域の農業共済組合及び農業保険法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）第107条第1項の共済事業を行う市町村（以下「組合等」という。）では、共済事業の実施に当たり、組合員等（法第10条第1項の組合員等をいう。以下同じ。）が被災したことによる共済掛金納入の遅延、現地における損害評価の制約等の問題が生じております。

このため、令和元年台風第19号に係る災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた都県の組合等においては、農業共済事業の適正かつ円滑な実施体制を確保することによる被災組合員等への支援体制の確立を急務とし、必要に応じて下記の措置を行うことにより、被災組合員等の復旧に向けた努力等に対して最大限の支援を行うことが重要であると考えておりますので、組合等への指導方よろしくお願い致します。

記

1 共済掛金の払込期限等の延長について

(1) 農作物共済

令和2年産の麦に係る農作物共済については、共済掛金の払込期限を令和2年1月31日まで延長することとして下さい。

なお、この延長措置によって事業規程又は共済事業に関する条例（以下「事業規程等」という。）に定める払込期限よりも共済掛金の払込みが遅滞したとしても、「農業共済組合模範事業規程例の基準」（平成16年1月9日付け15経営第5367号農林水産事務次官依命通知。以下「事業規程例」という。）第44条及び「共済事業を行う

市町村の模範条例の基準」(昭和38年12月27日38農経B第4054号。以下「模範条例」という。)第44条の正当な理由に該当するため、共済関係の解除とはしないという取扱いとして下さい。

また、この延長措置によって事業規程等に定める払込期限よりも共済掛金の払込みが遅延したとしても、農業保険法(昭和22年法律第185号。以下「法」という。)第132条第1項第4号の正当な理由に該当するため、共済金支払の免責とはしないという取扱いとして下さい。

(2) 家畜共済及び園芸施設共済

共済掛金の払込期限及び支払猶予期間については、家畜共済における新規申込者については共済加入申込承諾の通知到達日の翌日から起算して1週間(始期を統一している場合は、特定日の翌日から起算して2週間)、継続加入者については共済掛金期間の満了の日の翌日から起算して2週間(支払猶予期間)、園芸施設共済における新規申込者については共済加入申込承諾の通知到達日の翌日から起算して1週間、継続加入者については共済責任期間の終了日の前日までとされているところです。しかしながら、今回の台風に伴い当該期日までに共済掛金を納めることができなければ、家畜共済の共済関係が失効する、又は園芸施設共済の共済責任が開始されないなどの不利益が組合員に生ずることとなるため、別紙を参照して事業規程等を改正し、家畜共済の払込期限若しくは支払猶予期間又は園芸施設共済の払込期限が令和元年10月12日から令和2年1月30日までに満了する場合には、当該期限等をいずれも令和2年1月31日まで延長することとして下さい。

なお、この延長措置によって、共済掛金を分納している組合員の2回目以降の払込み、家畜共済のうち死亡廃用共済における共済金額の増額に伴い共済掛金が増額された組合員の共済掛金の追加払い及び園芸施設共済における被覆期間の変更に伴い共済掛金が増額された組合員の共済掛金の追加払いが遅延したとしても、法第132条第1項第4号の正当な理由に該当するため、共済金支払の免責とはしないという取扱いとして下さい。

(3) 果樹共済及び畑作物共済

令和2年産の果実に係る果樹共済(特定危険方式及び短縮方式による収穫共済を除く。以下同じ。)又は茶に係る畑作物共済については、共済掛金の払込期限を令和2年1月31日まで延長することとして下さい。

なお、この延長措置によって事業規程等に定める払込期限よりも共済掛金の払込み(共済掛金を分納している場合の2回目以降の払込みを除く。)が遅延したとしても、事業規程例第108条又は第131条及び模範条例第108条又は第131条の正当な理

由に該当するため、共済関係の解除とはしないという取扱いとして下さい。

また、共済掛金を分納している組合員等については、この延長措置によって事業規程等に定める払込期限よりも2回目以降の払込みが遅延したとしても、法第132条第1項第4号の正当な理由に該当するため、共済金支払の免責とはしないという取扱いとして下さい。

(4) 任意共済

任意共済については、共済掛金の払込期限及び継続加入手続について、最大6か月の延長を可能とすることとしてください。

(5) 共済掛金払込期限等の延長期間中の事故の取扱い

(1) から (4) の措置により、共済掛金払込期限等を延長した場合に、その期間中に生じた事故については、組合員等の申出により、共済掛金の払込み前であっても、共済金を支払うことができるものとします。

この場合において、組合等は組合員等に対し、組合員等が共済掛金を払込期限等の延長期間中に払い込まなかった場合には、先に支払われた共済金を返還することについて書面による合意を得ることを条件とします。

2 共済金の迅速かつ確実な支払に向けた損害評価等について

(1) 組合員等が被災したことにより被害申告等ができない場合の取扱い

今回の台風で被災したことより、組合員等が組合等に適期に被害申告（法第130条及び農業災害補償法の一部を改正する法律（平成29年法律第74号）附則第9条の規定によりなお従前の例によるとされた同法による改正前の農業災害補償法（昭和22年法律第185号）第98条の規定による通知をいう。以下同じ。）等を行うことが困難な場合が想定されるところです。このため、組合等は見回り調査、関係機関との連携等により被害の実態把握に努め、共済金の支払対象と見込まれる被害の発生を確認した場合には、組合員等に被害申告等を行うよう呼びかけるとともに、組合員等が被災したことにより連絡が取れない場合等であっても、適切な時期に損害評価を行い、組合員等に早期に共済金が支払われるようにして下さい。

その際、組合員等から被害申告等がなかったことについて、今回の台風で被災したこと等正当な理由があると認められる場合には、法第132条第1項第3号の通知を怠ったものには該当しないので、免責とはしないという取扱いとして下さい。

(2) 組合等の行う現地評価等の取扱い

① 組合等の現地評価

組合等は、交通の遮断等により現地評価を行うことができない場合には、原則、交通の遮断等が解消された後に現地評価を行うものとします。

② 家畜の死産事故に係る現地確認等

ア 死産事故発生の通知を受けたとき、現地において損害確認(廃用認定を含む。)を行うことができない場合は、まず、組合員等からの電話等による聞き取りにより確認を行うものとし、死亡事故については、現地確認が可能となった後に、現地において聞き取りを行うとともに、家畜の死体、埋却場所又は当該家畜が化製された場合はその事実を証明する関係書類等を確認することで差し支えありません。また、廃用事故については、廃用認定を待たずに当該家畜が死亡した場合には、死亡事故と同様に取り扱うことで差し支えありません。

なお、組合員等には可能な限り死亡家畜の写真撮影を行うことを依頼してください。

イ 台風により家畜が行方不明となったことが認められる場合には、警察の盗難被害届の証明書又は損失物届の証明書の提出があったものとして廃用認定して差し支えありません。この場合、行方不明の事実が明らかとなった日は、その原因となる災害の発生日とします。また、見回り調査等により共済金の支払対象と見込まれる家畜の死亡事故について、台風が原因であることが明らかであることを確認した場合には、獣医師の診断書は必要ないものとします。

ウ なお、今回の台風を原因として、飼料の流通が滞ったことにより、損害防止に努めたにもかかわらず家畜が死亡した場合は、特定事故である自然災害による死亡に該当するものとします。

(3) 損害防止の義務等に係る取扱い

組合員等が通常すべき管理その他損害防止について、今回の台風で組合員等が被災したこと又は生産資材が入手できなかったこと等によって適切に実施できなかったと認められる場合には、法第132条第1項第1号の損害防止の義務を怠ったものには該当しないので、免責とはしないという取扱いとして下さい。

(4) 共済金の仮渡し

現地における損害評価が実施できない、損害の認定時期が遅い等のために共済金を早期に支払うことができない場合には、仮渡しを検討し、特段の支障がない限り実施するものとします。

なお、台風により、耕地や施設が被害を受け収穫が見込まれないこと又は施設が全損していることが衛星写真その他客観的資料等から明らかなきには、当該資料

等に基づき仮渡しに係る損害額を評価することとして下さい。

3 損害評価会の書面議決での実施について

今回の台風により、委員の参集による損害評価会の開催が困難な場合には、必要に応じて損害評価会運営規則を以下のように改定し、損害評価会の議決を書面で行うことができることとして下さい。

附 則

- 1 令和元年10月12日以後の損害評価会の運営については、令和元年度末までの間は、委員は、評価会においてあらかじめ通知のあった事項につき、書面をもって議決権を行使することができる。
- 2 前項の規定により議決権を行う者は、これを出席者とみなす。
- 3 第1項の規定により書面をもって議決権を行使する委員は、あらかじめ通知のあった事項につき、書面にそれぞれ賛否を記入してこれに署名又は記名押印の上、評価会の前日までに当組合に提出しなければならない。

(別紙1)

〇〇農業共済組合事業規程の一部改正新旧対照表の例(国で示した「農業共済組合模範事業規程例の基準」(平成16年1月9日付け15経営第5367号)事務次官依命通知)の附則を参考に作成。)

改正後	現 行
<p>附 則</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 家畜共済に係る共済関係であって、最初の共済掛金期間に対する組合員負担共済掛金の払込期限(共済掛金の分割支払がされる場合にあつては、その第1回目の払込期限。以下この項において同じ。)が、令和元年10月12日から令和2年1月30日までの間に満了するものについては、第69条第1項(共済掛金の分割支払がされる場合にあつては、第70条第3項又は第4項)又は第78条第1項(共済掛金の分割支払がされる場合にあつては、第79条第3項又は第4項)の規定にかかわらず、組合員等負担共済掛金の払込期限を令和2年1月31日とする。</p> <p>5 前項の共済関係(第55条第2項又は平成30年〇月〇日改正の附則第2項の規定に基づき特定の日に関済責任が始まる旨を定めている場合を除く。)に係る共済責任は、第55条第1項の規定にかかわらず、組合員との協議により、次に掲げる日から開始する。</p> <p>(1) 令和元年10月12日時点において当該共済関係が成立している場合は、同年10月12日</p> <p>(2) 令和元年10月13日から令和2年1月23日までの間に当該共済関係が成立している場合は、当該共済関係が成立した日</p> <p>6 家畜共済に係る共済関係であって、共済掛金期間が令和元年9月28日から令和2年1月16日までの間に満了するものについては、第69条第4項又は第78条第4項の規定にかかわらず、当該満了の日の翌日から令和2年1月31日までの期間を組合員負担共済掛金の支払の猶予期間とする。</p> <p>7 家畜共済に係る共済関係について、令和元年9月28日から令和2年1月16日までの間に第82条第1項の増額の申出があつた場合にあつては、同条第3項の規定にかかわらず、増額する共済金額に対する共済掛金の</p>	<p>附 則</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

<p>払込期限を令和2年1月31日とする。</p>	
<p>8 この組合が家畜共済に係る共済関係について、令和元年9月28日から同年10月12日までの間に第11条第1項（同条第7項において準用する場合を含む。）の承諾をした場合にあっては、譲受人に適用される共済掛金率が譲渡人に適用される共済掛金率を超えるときは、第69条第5項又第78条第5項の規定にかかわらず、組合員負担共済掛金の差額の払込期限を令和2年1月31日とする。</p>	
<p>9～11 （略）</p>	<p>4～6 （略）</p>
<p>12 園芸施設共済に係る共済関係であって、組合員負担共済掛金の払込期限が令和元年10月12日から令和2年1月30日までの間に満了するものについては、第142条第1項の規定にかかわらず、組合員負担共済掛金の払込期限を令和2年1月31日（共済責任期間を第140条第3項の規定により1年未満とする共済関係にあっては、令和元年10月31日）までとする。</p>	<p>（新設）</p>
<p>13 前項の共済関係に係る共済責任期間は、第140条第1項の規定にかかわらず、組合員との協議により、次に掲げる日から1年間とする。</p> <p>（1）令和元年10月12日時点において当該共済関係が成立している場合は、同年10月12日</p> <p>（2）令和元年10月13日から令和2年1月23日までの間に当該共済関係が成立している場合は、当該共済関係が成立した日</p>	<p>（新設）</p>
<p>14 園芸施設共済に係る共済関係であって、共済責任期間が令和元年10月13日から令和2年1月31日までの間に終了するものに係る組合員から、その共済責任期間の終了する日（以下この項において「終了日」という。）から令和2年1月31日までの間に当該園芸施設共済に係る特定園芸施設を共済目的とする園芸施設共済に係る組合員負担共済掛金の払込みを受けた場合は、第140条第1項及び第2項の規定にかかわらず、園芸施設共済の共済責任期間は、終了日の翌日から1年間とする。</p>	<p>（新設）</p>
<p>15 （略）</p>	<p>7 （略）</p>

附 則

- この事業規程の変更は、〇〇県（都道府）知事の認可のあった日から施行する。

- 2 変更後の附則第4項から第8項まで及び第12項から第14項までの規定は、令和元年10月12日から適用する。
- 3 変更後の附則第4項から第8項まで及び第12項から第14項までの規定は、令和2年2月1日に失効する。

(備考)

当該改正規定は、現行の〇〇農業共済組合事業規程の附則に追記するものとする。

(別紙2)

〇〇村(市町)農業共済条例の一部改正新旧対照表

改正後	現行
<p>附則 1～7 (略)</p> <p>8 家畜共済に係る共済関係であつて、最初の共済掛金期間に対する加入者負担共済掛金の払込期限(共済掛金の分割支払がされる場合にあつては、その第1回目の払込期限。以下この項において同じ。)が、令和元年10月12日から令和2年1月30日までの間に満了するものについては、第69条第1項(共済掛金の分割支払がされる場合にあつては、第70条第3項又は第4項)又は第78条第1項(共済掛金の分割支払がされる場合にあつては、第79条第3項又は第4項)の規定にかかわらず、加入者負担共済掛金の払込期限を令和2年1月31日とする。</p> <p>9 前項の共済関係(第55条第2項又は平成30年〇月〇日改正の附則第2項の規定に基づき特定の日に関済責任が始まる旨を定めている場合を除く。)に係る共済責任は、第55条第1項の規定にかかわらず、加入者との協議により、次に掲げる日から開始する。</p> <p>(1) 令和元年10月12日時点において当該共済関係が成立している場合は、同年10月12日</p> <p>(2) 令和元年10月13日から令和2年1月23日までの間に当該共済関係が成立している場合は、当該共済関係が成立した日</p> <p>10 家畜共済に係る共済関係であつて、共済掛金期間が令和元年9月28日から令和2年1月16日までの間に満了するものについては、第69条第4項又は第78条第4項の規定にかかわらず、当該満了の日の翌日から令和2年1月31日までの期間を加入者負担共済掛金の支払の猶予期間とする。</p> <p>11 家畜共済に係る共済関係について、令和元年9月28日から令和2年1月16日までの間に第82条第1項の増額の申出があつた場合にあつては、同条第3項の規定にかかわらず、増額する共済金額に対する共済掛金の払込期限を令和2年1月31日とする。</p>	<p>附則 1～7 (略) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

- | | |
|---|------|
| 12 この村（市町）が家畜共済に係る共済関係について、令和元年9月28日から同年10月12日までの間に第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の承諾をした場合にあっては、譲受人に適用される共済掛金率が譲渡人に適用される共済掛金率を超えるときは、第69条第5項又は第78条第5項の規定にかかわらず、加入者負担共済掛金の差額の払込期限を令和2年1月31日とする。 | （新設） |
| 13 園芸施設共済に係る共済関係であって、加入者負担共済掛金の払込期限が令和元年10月12日から令和2年1月30日までの間に満了するものについては、第142条第1項の規定にかかわらず、加入者負担共済掛金の払込期限を令和2年1月31日（共済責任期間を第140条第3項の規定により1年未満とする共済関係にあっては、令和元年10月31日）までとする。 | （新設） |
| 14 前項の共済関係に係る共済責任期間は、第140条第1項の規定にかかわらず、加入者との協議により、次に掲げる日から1年間とする。
（1）令和元年10月12日日時点において当該共済関係が成立している場合は、同年10月12日
（2）令和元年10月13日から令和2年1月23日までの間に当該共済関係が成立している場合は、当該共済関係が成立した日 | （新設） |
| 15 園芸施設共済に係る共済関係であって、共済責任期間が令和元年10月13日から令和2年1月31日までの間に終了するものに係る加入者から、その共済責任期間の終了する日（以下この項において「終了日」という。）から令和2年1月31日までの間に当該園芸施設共済に係る特定園芸施設を共済目的とする園芸施設共済に係る加入者負担共済掛金の払込みを受けた場合は、第140条第1項及び第2項の規定にかかわらず、園芸施設共済の共済責任期間は、終了日の翌日から1年間とする。 | （新設） |

附 則

- 1 この農業共済条例の変更は、〇〇県（都道府）知事の認可のあった日から施行する。
- 2 変更後の附則第8項から第15項までの規定は、令和元年10月12日から適用する。
- 3 変更後の附則第8項から第15項までの規定は、令和2年2月1日に失効する。

（備考）

当該改正規定は、〇〇村（市町）農業共済条例の一番最初の附則を改正するものとする。